

# 令和2年6月定例会 資料

長浜市教育委員会

## 令和2年6月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和2年6月25日(木) 午後1時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 請願審議

請願第1号 2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書について

日程第4 議案審議

議案第31号 臨時代理の承認について(議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見)

議案第32号 学校運営協議会委員の任命について

日程第5 協議・報告事項

(1) 令和2年長浜市議会文書質問への回答について

日程第6 その他

### 3. 閉 会

令和2年7月教育委員会定例会開催予定 7月27日(月) 午後1時30分～

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書について

令和2年4月24日付けで提出され、同日付で收受した標記の請願について、委員会の審議を求める。

令和2年6月25日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書

2020年4月24日

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信 様

〒525-0041 草津市青地町1104-16 木村気付

子どもと教科書 市民・保護者の会  
事務局 木村 幸雄 印

日頃は、子どもの教育全般にわたりご尽力いただきありがとうございます。とりわけ現在の新型コロナウイルスの蔓延に対して、これを抑えるための学校等における対応についても、ご尽力いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、去る3月24日に文科省による2021年度から使用される中学校教科書の検定結果が公表され、貴教育委員会では、教科書採択に向けて、すでに関係事務及び調整等を進めておられるかと存じます。

この度公表された中学校教科書については、新学習指導要領で強調された『主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）』の視点からの学習過程の改善に沿うように求められ、教科書の全10科の平均ページ数は現行本と比べると7.6%増となり、「ゆとり教育」と言われた04年の検定以降で最多、約1.5倍となっています。そのようなページ数の増大と相まって、アクティブ・ラーニングなどの授業方法の「高度化」は、生徒にとっても大きな負担となるでしょうし、授業への参加意欲や学習内容の理解の差が拡大し、授業についていけない生徒が増えるおそれが十分想定されます。

また、今回の中学校教科書は、前回同様「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」という「教科用図書検定基準（2014年改訂）」が適用されただけでなく、「学習指導要領の記述の意味や解釈の詳細について説明するために作成されている学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反映していくこと」という「教科書の改善について（2017年5月23日、教科書検定審議会報告）」に基づいて検定が行われています。つまり、文科省が「法的拘束力があるとする」指導要領と官僚が書いた文科省著作物にすぎない学習指導要領解説（以下、「解説」）を同等に扱い、「解説」に「法的拘束力」を持たせ、それに一層忠実な教科書を作成させようとするものとなっていて、社会科の教科書などに強く反映していると考えられます。

まさに、教科書の記述の自由が大幅に制限され、政府・文科省の見解が色濃く反映していると言わざるを得ず、そのような事例は、いわゆる「先進国」では、日本だけです。

そのような問題を内包した文科省検定教科書を、各教育委員会において採択することとなりますので、内容を十分精査しその問題点等に留意しながら、慎重にかつ公平・公正に採択事務を進めていただき、少しでもより良いと考えられる教科書を採択願いたいところです。

つきましては、以下の6点の項目について請願しますので、教育委員会会議において項目ごとに十分な審議のうえ、その審議結果と各項目に対する見解及び回答を、文書により5月末までに賜りますようお願いいたします。

記

1. 教科書選定と採択における透明性の確保について

- ・滋賀県第5地区教科書採択協議会の事務局を担当する教育委員会にとして、採択協議会の委員名簿および教科書調査員名簿、会議資料および協議内容と選定結果を、教科書採択前に公表すること。なお、協議会の委員名簿のうち保護者などの委員については、教育行政が任命し報酬等を受け権限を与えられた他の委員と同様であることから、いわゆる一般市民というものではないため、必要があれば当事者に同意をとるなど配慮し、他地区の協議会と同様にこの委員名も合わせて公表すること。
- ・教育委員会における教科書採択の会議については、例年のように傍聴者を入れ公開の

場で審議すること。なお、新型コロナウイルスの蔓延を考慮し対応されることは必要であるが、そのことを理由に傍聴制限などをしないこと。特に、開催する会議室が密接場面等となるようなことが考えられる場合は、大津市、湖南市などの教育委員会のように広い会議室等に変更するなど配慮すること。

・教科書採択結果は、会議資料とともに速やかにホームページ等で公開するとともに、会議録についても、作成後速やかに同様の措置をとること。

## 2. 現場教員の意見の反映について

・教科書は教員の重要な教育「道具」(教材)であり、例えば人の命をも預かる医師にとっての医療器具と同様であり、子ども(患者)にとってより良く、教員(医師)にとっても使いやすいことなどが重要であることから、選定・採択にあたっては、現場教員の意見を十分反映させること。

・ただし、道徳教科書に関しては、教員にとって使いやすいものは、時には子どもを誘導しがちになることがあり、また道徳ノートの活用や子ども自身の自己評価をさせることは、子どもが教員を付度したり、教員が子どもの評価に安易に利用したりするおそれも考えられる。このような現場での短絡的な状況が生じることも想定でき、ひいては子どもの教育にとってマイナスとなるばかりか、教育ではなく洗脳的なことにもつながるため、安易に使いやすいことや若い教員にとって適しているなどとの判断によることなく、子どもが幅広く自由に考え議論できることを重視し慎重に採択されたい。

## 3. 教科書展示会の開催の充実について

・開催の場所・日程・時間については、より多くの教員・保護者・市民が参加・閲覧しやすい環境にこれまで以上に配慮すること。新型コロナウイルス問題により、「3密」を避けるなどの配慮をされることは言うまでもないが、これまでと比べて参加しにくくなるようなことは避けること。

・教科書展示会の住民への周知については、自治体広報やホームページ等において行うこと。

## 4. 教科書展示会のアンケート等による市民・保護者の意見の尊重について

・アンケートについては、一般の教員・保護者・市民からの意見を求めるものとして唯一のものであることから、滋賀県教育委員会へ送付する前に、長浜・米原両市教育委員に提示するとともに、その意見を可能な限り尊重した採択の議論をすること。

・市民等からの意見・要望等についても、各教育委員に提示するとともに、その内容を可能な限り尊重した採択の議論をすること。

## 5. 教科書採択を行う教育委員会会議の周知について

当該会議の住民への周知については、自治体広報やホームページにおいて可能な限り早い段階で速やかに行うこと。また、傍聴方法等についても周知すること。

## 6. より良い教科書の採択について

・貴教育委員会が大切な教育課題として取り組んでこられた「人権・平和・共生」等、憲法にも定められた普遍的な価値観を重視し、子どもの教育にとってよりふさわしい教科書を採択していただきたいところであるが、前段に述べているように、今回検定通過した教科書については、詳細を見ていけば問題のある教科書も存在することから、上記の点に十分ご留意いただき、これに反するような教科書は採択しないこと。

・教科書の題材の中には、具体的に滋賀県内のことが取り上げられている事例もあるが、地元のことを掲載されているのでよいなどと短絡的に評価することなく、教科書全体を総合的に判断して採択されたい。

・教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容がないかなど、十分留意し選定・採択作業を進められたい。

臨時代理の承認について（議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見）

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定により臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年6月25日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、委員会の議決を求める。

令和2年6月25日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

任命

長浜市立長浜小学校 地域住民 関谷 松男

委員の任期は、令和2年6月25日から令和3年3月31日までとする。

## 追加前

番号	学校名	人数	区分	氏名
11	長浜市立長浜小学校	9	地域住民	漣 泰寿
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	亀村 和生
	長浜市立長浜小学校		その他教育委員会が適当と認める者	大野 道浩
	長浜市立長浜小学校		地域住民	勝城 弘志
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 厚志
	長浜市立長浜小学校		地域住民	高橋 雅明
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 一平
	長浜市立長浜小学校		保護者	井上 文江
	長浜市立長浜小学校		保護者	近藤 和美

## 追加後

11	長浜市立長浜小学校	10	地域住民	漣 泰寿
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	亀村 和生
	長浜市立長浜小学校		その他教育委員会が適当と認める者	大野 道浩
	長浜市立長浜小学校		地域住民	勝城 弘志
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 厚志
	長浜市立長浜小学校		地域住民	高橋 雅明
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 一平
	長浜市立長浜小学校		保護者	井上 文江
	長浜市立長浜小学校		保護者	近藤 和美
	長浜市立長浜小学校		地域住民	関谷 松男



## 令和2年長浜市議会文書質問への回答

提出議員	高山 亨 議員 (会派：日本共産党長浜市議団)
件 名	コロナ禍を受けての今後の教育のあり方について (学習の遅れに対する柔軟な教育活動の展開について、及び少人数授業の推進、教員増の必要性について)
質問概要	国や県に対して、抜本的な教員増や教室の確保のための措置を求めながら、市独自に教員増や支援員・要員増などの措置で、この学校現場における「緊急事態」に、及び今後の充実した教育活動に対応できる施策をとるべきですが、市当局の考えをお伺いします。
回答内容	<p>市立小、中、義務教育学校での学校再開にあたりましては、文部科学省より示された「学校の新しい生活様式」を踏まえた取り組みを進めており、現時点での、また、今後についての学校運営につきまして、過日の全員協議会においてお伝えをさせていただいたところです。</p> <p>その中でも、とりわけ新しい生活様式の中で取り組むべき教育活動につきましては、学習の遅れへの対応と3ヶ月の休校を余儀なくされた子どもたちの支援のために、定められた中で可能な限り加配教員を要望するとともに、市費単独の加配措置も含めてすでに配置されている支援員を効果的に活用し、現学級編成の中で充実した授業をしてまいります。また、国の「GIGAスクール構想」を受けて、市内全ての児童生徒にICT機器が使用できる環境が整うよう取り組んでおり、この状況下でのより良い教育活動を展開してまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、今後予想される第2波、第3波の感染拡大も想定し、これらに速やかに対応できるよう体制づくりを進めるとともに、このような取り組みを損ねる風評や、人権に関わる問題が生じないように、正しい意識と行動の周知にも努めてまいりたいと考えております。</p>